

令和5年度国立公園等多言語解説等整備事業業務委託仕様書

1. 事業名

国立公園等多言語解説等整備事業

2. 委託上限金額

5,995,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 委託期間

契約日の翌日から令和6年2月16日

4. 業務趣旨及び目的

増加傾向にある外国人観光客に対し、阿蘇くじゅう国立公園における菊池渓谷観光の満足度向上と外国人観光客の利用者増、ひいては近隣地域の旅行消費額の増を目的とし、菊池渓谷の概要や植物生物などの情報について多言語化整備を行う。

5. 業務内容

菊池渓谷ビジターセンターでは多言語による情報整備が弱く、外国人の来客があっても欲しい情報を提供できていないのが現状である。今回の整備において菊池渓谷の概要や動植物、菊池市の食について、日本語及び多言語（英語・中国語（簡体・繁体）韓国語）で解説できるデジタルサイネージを設置する。また、菊池渓谷の概要等を記載したパネルタペストリーやリーフレット、各言語アクセス用QRコードを作成することで、菊池渓谷の概要や動植物などの情報を利用者が気軽に検索できるようになり、外国人観光客の満足度向上に繋げる。

※解説情報は翻訳した物を用意しており、提供するものとする。（別紙参照）

6. 留意事項

本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令に準拠して実施するものとする。

- (1) 受託者は、本業務の意図及び目的を十分に把握し業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、菊池市と詳細な協議を行い、菊池市の承認後に業務を遂行する。なお、本仕様書は、業務の主要事項のみを示したものであるため、これらに記載のない事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。
- (3) 業務の内容については、社会情勢等の変化により、変更される可能性がある。その場合は菊池市、受託者の双方で改めて協議するものとする。

7. 業務実施計画書等の提出

受託者は、本業務の契約締結後、速やかに菊池市と詳細な打ち合わせ協議を行うとともに、次の書類を

提出し、菊池市の承諾を受けたうえで作業を進めるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 工程表
- (4) その他菊池市が指示する書類

8. 工程管理

受託者は、業務実施計画書に基づいて適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を随時、菊池市に報告しなければならない。

9. 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、菊池市に発生原因及び経過等を速やかに報告し、菊池市の指示に従うものとする。

10. 秘密の遵守

受託者は、個人情報保護法及び菊池市個人情報保護条例を遵守し、菊池市からの借用物及び本業務の内容及び業務に係る資料を、菊池市の許可なく他に公表及び貸与してはならない。

また、本業務において、受託者の社員はもとより退職後といえども業務上知り得た情報を何人にも漏洩してはならない。

11. 著作権の譲渡等

受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡するものとする。

12. 完了・検査

受託者は、各年度ごとに業務完了と同時に完了届、納品書類とともに成果品を納入し、菊池市の検査を受けるものとし、加除・訂正等の指示を受けた場合は速やかにその指示に従い、再度、検査を受け合格により業務を完了したものとする。なお、加除・訂正等に要する費用は、受託者の負担とする。

13. 疑義等

本仕様書に明示していない事項あるいは作業過程において疑義が生じた場合、菊池市・受託者協議の上、受託者は委託者の指示に従い業務を遂行しなければならない。

14. 成果品

成果品について、以下に示す物を提出するものとする。

- ・デジタルサイネージ 1式（タッチパネル式・50型以上・ナレーションやデータ作成含む）
- ・パネルタペストリー 1式（自立式）
- ・リーフレット 1式（各語2000部以上）
- ・QRコードシール 1式（菊池溪谷ホームページアクセス用）

15. 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は菊池市に帰属するものとし、関係機関への提供など二次的な利用も可能とすること。

16. その他

（1）市内業者の利用及び資材調達

菊池市で発注する建設工事及び委託業務は、菊池市の予算で行うことを考慮し、工事資材の発注等については、できるだけ菊池市内での調達（関係業者との取り引き）を行うこと。

また、常勤・臨時職員に限らず、できるだけ菊池市内からの雇用に努めること。

さらに、下請の発注についても、前段と同様に努めること。

（2）受注者に対する暴力団等による不当介入の排除

暴力団等又は暴力団等関係者から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、次に掲げる事項を遵守すること。なお、遵守していないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行う。

- ① 不当介入を受けた場合は、毅然としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。
- ② 警察に通報等を行った内容について書面により速やかに発注者に報告すること。また、不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。